

	地方公共団体	国	民法
賠償命令の対象となる職員	(1)会計管理者 (2)会計管理者の事務を補助する職員 (3)資金前渡を受けた職員 (4)占有動産を保管している職員 (5)物品を使用している職員 (6)支出負担行為の権限を有する職員 (7)支出命令・支出負担行為の確認の権限を有する職員 (8)支出・支払の権限を有する職員 (9)契約の履行を確保するために行う監督・検査の権限を有する職員 (10)(6)～(9)の権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの (法 § 243の2①)	(1)現金出納関係 ①出納官吏(代理官、分任官を含む) (会計法 § 41①・44) ②出納員 (会計法 § 44・45) ③都道府県の知事又は知事の指定する職員 (会計法 § 48①・②) (2)物品管理関係 ①物品管理職員 (物管法 § 31①) ②物品使用職員 (物管法 § 31②) (3)予算執行関係 予算執行職員 (予責法 § 2・3②) 等	(1)地方公共団体 ①長 (最判昭61. 2. 27) ②会計職員等(左記)以外の職員 (2)国 会計職員等(左記)以外の職員 ※ただし、国の公務員について、国との関係で民法上の賠償責任を負わないとする見解もある。
主観的要件	故意又は重大な過失 ただし、(1)～(5)の場合、現金については、故意又は過失 (法 § 243の2①)	(1)善管注意義務の懈怠(軽過失を含む。) (会計法 § 41①) (2)及び(3) 故意又は重大な過失 (物管法 § 31①、予責法 § 3)	故意又は過失 (民法 § 709)
手続	①監査委員による監査(賠償責任の有無及び賠償額の決定) ②長の賠償命令 (法 § 243の2③)	①会計検査院による審理(弁償責任の有無及び弁償額の検定) (会検法 § 32①・②、予責法 § 4①) ②本属長等の弁償命令(検定前も可)(会計法 § 43、予責法 § 4②・③、物管法 § 33①)	—
時効	5年 (法 § 236)	5年 (会計法 § 30) ただし、事実の発生した日から3年を経過したときは検定をすることはできない (予責法 § 4①)	損害及び加害者を知った時から3年又は不法行為の時から20年 (民法 § 724)
免除	議会の議決(監査委員の意見を聴き、その意見を付けて付議) (法 § 243の2⑧)	国会の議決 (会検法 § 32④、予責法 § 7)	債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたとき(民法 § 519)